

# 大崎上島町介護予防・生活支援サービス事業

## 生活援助サービスの基準

大崎上島町生活援助サービスとは、大崎上島町の指定する研修を修了した方々が介護サービスを提供する、大崎上島町独自のサービスです。

従来の介護サービスとは異なり、設備基準や資格要件が緩和されていますが、守るべき基準もあります。基準を満たさない場合は、報酬を受け取ることが出来ませんので、十分にご確認いただき、適切にサービスを提供するようにしてください。

人員	①管理者（兼務可能） ②従事者1人以上（事業所に雇用されている者）
従事者資格	大崎上島町が指定する研修の修了者
設備	サービスを提供するのに必要な設備を用意すること。
提供体制	町・地域包括支援センター等からの連絡に常時対応できる体制を有していること。
清潔・健康	従事者の清潔保持・健康状態の管理のための対策が講じられていること。
サービス内容と 手続の説明・同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に文書を交付して説明し、サービス提供開始についての同意を得ること。 ①サービスの内容及び費用負担 ②緊急時等における対応方法
サービス提供記録	サービスの提供日、内容その他必要な事項を、利用者の介護予防計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載すること。
記録の提供	利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、サービス提供記録を利用者に対して提供すること。
同居家族への サービス	従事者に、その同居家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。
緊急時等対応	サービスの提供時に利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等、必要な措置を講じること。
事故発生時	事故が発生した場合に、次の措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。 ①利用者の家族、援助を行う地域包括支援センター等に連絡し、必要な措置を講ずること。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 ③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
秘密保持	従事者や、過去に従事者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
記録の整備	記録を整備し、完結の日から5年間保存すること。 ①サービス提供記録 ②事故の状況・事故に際して採った処置についての記録
サービス変更	登録内容に変更がある場合は、変更が生じた日から10日以内に町に届け出ること。
サービス廃止時	事業を廃止や休止する場合は、1か月前までに、必要事項を町に届け出ること。 ①廃止・休止日、②廃止・休止理由、③サービス利用者への措置 ④休止予定期間（休止時のみ）
サービス廃止時 便宜の提供	事業の廃止・休止後も、同様のサービスを希望する利用者が必要なサービスを継続して受けられるよう、地域包括支援センター、他の事業所との連絡調整や便宜の提供を行うこと。
サービス再開時	休止後に事業を再開したときは、再開日から10日以内に町に届け出ること。